

大分大学大学院医学系研究科委員会博士課程小委員会及び修士課程小委員会細則

平成21年12月10日制定

平成21年医学系研究科細則第3-1号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学大学院医学系研究科委員会規程（平成27年医学系研究科規程第1-1号。以下「規程」という。）第6条第2項の規定により、博士課程及び修士課程の教育研究及び管理運営に関する事項を審議する研究科委員会博士課程小委員会及び研究科委員会修士課程小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 研究科委員会博士課程小委員会

ア 副学部長（研究担当）

イ 博士課程医学専攻から選出された教授 若干人

(2) 研究科委員会修士課程小委員会

ア 副学部長（研究担当）

イ 修士課程看護学専攻から選出された教授 若干人

2 前項第1号イ及び第2号イの委員は、研究科長が任命する。

(任期)

第3条 前条第1項第1号イ及び第2号イの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 小委員会に、委員長を置き、副学部長（研究担当）をもって充てる。

2 委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 小委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(合同小委員会)

第7条 委員長は、必要に応じ、博士課程及び修士課程の合同小委員会を開催することができる。

(専攻部会)

第8条 研究科委員会修士課程小委員会に、修士課程看護学専攻に係る専門的事項を処理するため、看護学専攻部会を置く。

2 看護学専攻部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

附 則

1 この細則は、平成21年12月10日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第1号イ及び第2号イの委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学大学院医学系研究科委員会小委員会規程（平成16年医学部規程第3-15号）は廃止する。

附 則（平成24年医学系研究科細則第3-1号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年医学系研究科細則第3-1号）

この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成31年医学系研究科細則第3-1号）

この細則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和7年医学系研究科細則第3-1号）

この細則は、令和7年4月8日から施行する。